

いじめ防止基本方針

安積第一小学校

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より：平成25年6月28日）

これを受けて、本校では、全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行なわれなくなるようにすることを旨として、本校の「いじめ防止対策基本方針」を策定した。

1 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会及びケース会議等を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2 いじめに対する本校の基本認識

- (1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。
- (2) 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」という共通認識を持ち、自浄作用のある学校・学級づくりに努める。
- (3) 児童の一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- (4) 「**いじめ様相**」¹についての共通認識をし、いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。
- (5) 当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- (6) 当該学級担任だけでなく、組織的に対応する。
- (7) 学校と家庭、関係機関が協力して事後指導にあたる。

3 いじめ防止対策のための組織の設置

- 「いじめ防止対策委員会」を校内組織の生徒指導委員会内に設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童及びその他関係者からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないように組織として対応する。また、ケース会議（緊急的で継続化が予想される生活指導上に係る問題や課題についての事例検討会）についても関連ある事例等を協議する機会として設定する。
- この委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年1名、養護教諭等で構成し、必要に応じて担任、スクールカウンセラー等を加えて対応いたします。また、ケースによっては校外組織（学校評議員・学校医）等との連携、重大事態については必要に応じて外部専門家や専門機関を加えながら対応する。

【 いじめ防止対策のための組織の役割 】

- ア 学校評価アンケート等を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

¹ 心理的攻撃、物理的攻撃、経済的攻撃（金品）、強要、ネットいじめ（サイバーいじめ）等

- イ 職員会議等で「いじめ防止基本方針」についての教職員の周知を図ります。また、いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、効果的ないじめ防止対策に努める。
- ウ 随時、学校だよりやホームページ等を通していじめ防止の取組状況を知らせる。
- エ いじめの情報把握、正確な事実の確認等、問題解決に向けた指導・支援体制を組織し実践する。

4 「いじめ」の未然防止の取り組みについて

- (1) いじめ防止対策年間計画（別表）
- (2) 子ども理解に基づく教育活動の推進
 - ① 授業改善に努める。
 - ・生徒指導の機能を重視した「分かりやすい授業：分かる・できる授業」及び児童の思いや願い等の自己実現が図れる授業を展開し、自己有用感を高める。
 - ② 学習活動のきまり・規範意識を高めます。（ルールづくり）
 - ・発表の仕方、正しい学習態度や姿勢、聞き方の指導の遵守
 - ③ 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間（学級集団）づくりに努める。
 - ・話し合い活動の重視、学級活動の充実し、自他を尊重し価値の共有化を図り、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」「絆づくり」に努める。
 - ④ 温かい学級経営や教育活動を展開する。
 - ・児童に愛情を持って声かけをしながら、一人一人を大切にした学級経営と児童に自己存在感や充実感を与える教育活動を推進する。
 - ⑤ 自他を認め合い尊重する学習活動や学級活動、学校行事を推進する。
 - ・学校教育活動全般にわたって、他者と交流する機会を工夫し個々の違いを認める仲間づくりを展開する。
 - ⑥ 児童会活動や交流活動を推進する。
 - ・集会活動や作業を通して、異学年交流活動を通じた人間関係づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図る。
 - ① 社会・自然・交流体験活動の充実：豊かな体験活動の設定をする。
 - ② 命や人権教育の推進を図る。
 - ・道徳教育、いのちの教育、人権教育、ソーシャルスキル等の活動を設定する。
- (4) 教職員の資質能力の向上を図る。
 - ① 全職員の気づきが基本：児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。
 - ② 校内での情報交換と全職員の協力共同体制を充実する。
 - ・様々な問題に対応できる組織体制と児童との時間を確保した学級づくりを推進する。
- (5) 学校・家庭・地域と連携を図る。
 - ① 保護者や地域との連携を密にする。
 - ・PTAの各種会議や学級懇談会等において、いじめの指導方針等の情報交換の場を確保する。
(学年だより・学級だより・生徒指導だよりの発行)

② インターネットを通じて行われるいじめを防止する啓発活動を設定し、保護者との共通理解を図る。

- ・スマートフォン、音楽プレイヤー、ゲーム機での直接つながる機器を持たせる必要性の検討をお願いします。
- ・フィルタリングだけでなく、家庭における使用ルールづくりをする。
- ・児童の発するサインを見逃さない。また、メールを見た時の表情、使い方の変化等に注意する。
- ・家庭での次の情報モラルについて話し合う。
 - *個人情報が流出し、トラブルが起きているという認識を持つこと。
 - *「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えるという認識を持つこと。犯罪につながる可能性があること。
 - *一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

5 「いじめ」の早期発見と対応策について

- 児童の様相や態度等の変化を日頃からアンテナを高くしながら、教職員による情報交換及び共有することに努め、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。また、早期発見の具体策としては、定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・相談室の利用、生活ノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応する。

【その他の具体的な手立て】

- (1) 「いじめ」早期発見チェックリストの活用 別紙1
- (2) 「スマイルチェック」²の実施 *☆1の児童に声掛け
- (3) 「いじめのサイン発見シート(保護者用)」³の配付・活用依頼
- (4) 「心・生活のアンケート」⁴の実施 *聞き取り、相談の実施
- (5) ホームページより保護者への啓発活動
- (6) いじめについて、保護者との情報交換 *「教育相談」⁵ *随時
- (7) 教職員の資質向上
 - ・共感的に児童の気持ちや言動・行動を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

6 「いじめ」対応への具体的措置について

○いじめ発見報告書の作成 別紙2

- 発見・通報を受けた場合は、速やかに組織を活用し被害児童を守り通すとともに毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応にあたる。

(1) いじめ行為の発見への具体的な対応策について

- 児童や保護者の訴えに真摯に傾聴し、児童の安全を確保します。ケース会議、いじめ防止対策委員会等との情報共有及び関係児童の事情聴取及び担任・学年会等での話し合い等による情報交換をする。また、事実確認結果と校長による設置者への連絡と被害・加害保護者への連絡をする。

(2) いじめ行為に対する具体的な措置について

- ① 情報を集める。: 教職員、児童、保護者、関係職員等から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。
- ② 指導・支援体制を全校で取り組む。

² 総合教育支援センター依頼 年3回実施

³ 政府広報 文部科学省 年3回配付及び活用依頼(生徒指導だより)

⁴ 生徒指導委員会 年3回実施

⁵ 6月及び随時実施

- いじめ防止対策委員会での教職員の役割分担を考慮し即時対応できる指導や支援体制に取り組む。
- ③ 児童への指導や支援を行う。
 - 【いじめられた児童に対して】
 - ・ 児童（本人）にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族）との連携を図り、寄り添い支える体制をつくる。
 - 【いじめた児童に対して】
 - ・ 「相手の苦しみや痛みを思いを寄せる」指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせ、いじめに向かわない力を育てる。
 - 【いじめを見ていた児童に対して】
 - ・ 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを見たら誰かに知らせる行為を促す。
- ④ 保護者と連携する。
 - いじめを認知した場合、早急に被害・加害児童宅への**家庭訪問・面談の実施**、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合い共通認識に立って取り組む。
- ⑤ その他の配慮について
 - ア いじめ行為を認知した場合、スクールカウンセラー等と共にしてプライバシーに配慮し、市教育委員会及び各種関係機関（市支援センター）及び外部機関（警察署・児童相談所等）と連携して取り組む。
 - イ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、よりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開し、いじめを生み出さない集団づくりを行う。
 - ウ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局と連携して対応する。
 - エ いじめについての校内における教職員の研修については、外部研修内容の伝達講習会や生徒指導全体会等で具体的内容をもとに話し合い、共通理解・認識の共有化を図る。

7 重大事態への対処について

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
 - ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態が発生したものととして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制について

- ① 校長は、重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、対処する組織を設置する。緊急時には、臨機応変に対応する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめの状況、いじめのきっかけの聴取等について、事実に基づく聴取（いじめを受けた児童→周囲にいる児童→いじめをした児童）をする。
- ④ 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その後の対応については、関係機関・関係職員との協議により実施する。

(3) 教育委員会や関係機関との連携について

- ① いじめにより、児童の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等の対応を相談する。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、教育委員会及び警察関係と連携して対処します。また、児童の生命、心身又は財産に重大な損害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

8 学校の取組みに対する検証・見直しについて

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止への取組みについては、全職員による組織的な指導体制のもとに、P D C Aサイクル（P l a n→D o→C h e c k→A c t i o n）で検討し、実効性のある取組みを目指す。
- (2) 「心・生活のアンケート」調査や「いじめ発見のためのチェックリスト（個票）」等を活用し、いじめに関しての統計や分析を行いながらその調査にもとづいた対応を図る。
- (3) 学校評価項目にいじめ問題への取組みについての関わる内容を加え、評価結果から改善策を検討し、課題を克服するための実践と、公表した「学校いじめ防止基本方針」を見直す。
- (4) いじめ問題の重要性の認識を広める必要があることから、様々な機会をとらえて地域や家庭、各種地域団体との関わりを持ちながら総合的な対応について配慮する。
 <具体例> ・家庭訪問や学校だよりや学級だより、メール等での啓発を図る。
 ・P T Aや地域諸団体（青少年健全育成協議会・明るいまちづくり推進委員会等）との関わりに配慮する。
- (5) 長期休業中等については、担当から事前及び事後指導を適切に行い、休業中におけるいじめ防止に取り組む。さらに、「生徒指導だより」を通して、充実した家庭での過ごし方ができるように指導する。

【いじめ防止対策年間計画】

月	取 り 組 み 内 容	備考（留意すること）
4	◇新学年及び学年間の情報交換・引き継ぎ ◇いじめ未然防止に関する啓発動画の活用（随時） ◇SOS の出し方に関する教育の充実（随時） * 5、6年生 年1回以上実施 ◇第1回 生徒指導全体会の開催 ◇いじめのサイン発見シート（保護者用）配付（1回目） ◇子どもたちとの人間関係づくり・学級のルールづくりの確認	・前学年までの記録をもとに学級担任同士で情報交換を深める。 ・ロイロノート→安積一小 staff 専用 →いじめ未然防止啓発動画（文科省） →動画「自分を大切にしよう」（東京都） ・学校いじめ防止基本方針（安積一小版）の周知徹底及び重大事態に対する対処他 * 「安一・生徒指導だより」4月下旬時刻の裏面印刷・配付
5	◇第Ⅰ期「スマイルチェック」の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ～いじめ防止啓発月間～ </div> <p style="text-align: right; color: red;">郡山市教育委員会</p>	*始業前実施 担任「☆1」の児童に声掛け *管理職・生徒指導主事→実施状況確認（必要に応じて声掛け） *運営委員会（児童会）による、いじめ防止啓発活動の実施（放送、ポスター等）
6	◇「心・生活アンケート」の実施（第1回目） *結果分析をもとに「いじめ防止対策委員会」の開催と情報交換 ◇教育相談実施（6日+予備日1日）	・文部科学省調査に準ずる「アンケート集計表」をもとに、聞き取り調査実施。 ・児童一人一人の生活状況等を把握し、現状を踏まえた指導に努める。 ・「ケース会議」が必要な場合は早急に開催。 ・S Cとの連携、養護教諭との連携。 ・全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら保護者との面談を実施。

7	◇児童理解全体会の開催（情報交換・意見交換） ◇夏休みの過ごし方での友達との仲間づくりの講話 ＊いじめのない夏休みの過ごし方についてのお話 ◇いじめ・人間関係のトラブル等に係る報告	・教職員の共通理解を図る。 ・全校集会で生徒指導主事より講話。 ＊4月～7月期
8	◇いじめのサイン発見シート（保護者用）配付（2回目）	＊「安一・生徒指導だより」8,9月下校時刻の裏面印刷・配付
9	◇第Ⅱ期「スマイルチェック」の実施	＊始業前実施 担任「★1」の児童に声掛け ＊管理職・生徒指導主事→実施状況確認（必要に応じて声掛け）＊毎朝担任がチェック
10	◇学校行事（運動会）等を通して人間関係づくりへの取組みを図る。	
11	◇「心・生活アンケート」の実施（第2回目） ＊結果分析をもとに「いじめ防止対策委員会」の開催と情報交換 ◇学校評価を実施する。	・「いじめチェックリスト：」をもとに「ケース会議」が必要な場合は早急に開催する。 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ・評価結果をもとに、改善策を検討し課題克服のための実践に努める。
12	◇いじめのサイン発見シート配付（保護者用）（3回目） ◇いじめ・人間関係のトラブル等に係る報告	＊「安一・生徒指導だより」12月下校時刻の裏面印刷・配付 ＊8月～12月期
1	◇第Ⅲ期「スマイルチェック」の実施	＊始業前実施 担任「★1」の児童に声掛け ＊管理職・生徒指導主事→実施状況確認（必要に応じて声掛け）
2	◇「心・生活アンケート」の実施（第3回目） ＊結果分析をもとに「いじめ防止対策委員会」の開催と情報交換	・「いじめチェックリスト：教師用」をもとに「ケース会議」が必要な場合は早急に開催する。 ・SCとの連携、養護教諭との連携
3	◇学年末・始休業前の過ごし方での友達との仲間づくりの講話 ◇いじめ・人間関係のトラブル等に係る報告	・生徒指導主事より指導をする。 ＊1月～3月期
<p>【 通年としての取組み 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導に関する情報交換会（職員会議や職員打合せ会終了後） ○ 生徒指導委員会の開催（月の初め：生徒指導案件の共通理解、全学年への指導内容、長期休業中の約束事の確認、各学年における児童の生活状況について） ○ 生徒指導全体会の開催（年10回 委員会での決定事項確認、共通理解が必要な児童、問題行動等がある児童の対応、心・生活のアンケートの結果からの課題把握等） ○ 校内スクールカウンセラーを指導助言者としての協議（養護教諭を含めて） ○ 校外子ども会の組織との連携（各学期1回実施における育成会との情報交換） 		

9 主な相談先

市教育委員会学校教育推進課 924-2431 【いじめ、学校生活全般の相談】
郡山北警察署生活安全課 991-0110

1 学校において

- 急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、いす、学用品等の乱雑さ
 学用品、教科書、運動着、上履き（下履き）等の紛失 学用品の破損 落書き
 授業への遅参 保健室への来室の増加
 日頃交流のない児童との行動 発言や行動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
 多数児童からの執拗な質問や反駁（はんぱく）
 図画工作科や家庭科、書写等で衣服の過度な汚れ 業間や休み時間の単独行動
 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名 特定児童からの忌避、逃避
 特定児童の持ち物からの逃避など

【より重度のサインの例】

- 不眠、食欲不振、体重の減少 リストカットなどの自傷行為 家出や放浪
 死や非現実的なことへの関心 自殺に関する報道や話題への関心等

2 家庭において

- 登校しぶり 転出の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
 教師や友だちへの批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
 荒くなる金遣い 長電話や過度に丁寧な対応
 衣服の不自然な汚れ 体への傷や、不自然な痕跡 保護者来校の拒絶
 過度なネットへの対応医他

3 地域において

- 登下校中に特定児童がほかの児童の荷物などを過度に持つ。
 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
 地域の公園や道路、空き地等に一人でいる。
 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い争ったり小突いたりしている。
 コンビニや地区の商店街で、物品や飲食料をおごらされている。等

